

みんなで守ろう 兵庫の緑

(県民緑税の活用)



災害に強い森づくり
(土留工による表面侵食の防止)



県民まちなみ緑化事業
(植栽活動を通じた地域住民の交流)



県民まちなみ緑化事業
(園庭の芝生化による子育て環境の向上)



災害に強い森づくり
(簡易流木止め施設による流木の防止)

兵庫県では、豊かな「緑」を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、平成18年度から「県民緑税」を導入し、災害に強い森づくりや環境改善・防災のための都市の緑化を進めています。



兵庫県



はじめに

森林や里山、公園や街路の樹木などの「緑」は、雨水の貯留による洪水・濁水防止機能、二酸化炭素の吸収による温暖化防止機能をはじめ、気候緩和や大気の浄化、土砂の流出防止、安らぎの空間の創出など多様な公益的機能を有しており、私たちの生活に密接にかかわっています。

兵庫県では、豊かな「緑」を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、平成18年度から「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）を導入し、災害に強い森づくりや、環境改善や景観の向上を目的とした都市の緑化を進めてきました。

これまでの取組に大きな効果があったことや、平成26年8月豪雨災害等による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応しつつ、森林整備・都市緑化をさらに進める必要があることから、課税期間を平成32年度まで5年間延長し、引き続き大切な「緑」を守る事業を実施します。

県民緑税の仕組み

課税方式	県民税均等割の超過課税					
納税義務者	個人	1月1日現在で県内に住所等を有する人 (一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象となりません。)				
	法人	県内に事務所、事業所等を有する法人等				
超過税率 (年額)	個人：800円 (個人県民税均等割の標準税率年1,000円に上乗せ) ※別途、臨時特例法に基づく東日本大震災の復興特例加算分として、年500円が加算されず(平成26年度から平成35年度まで)。					
	法人：超過税率は標準税率の均等割額の10%相当額					
	資本金等の額	1千万円以下	1千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
	超過税率	2,000円	5,000円	13,000円	54,000円	80,000円
	[標準税率 資本金等の額に応じて年20,000円～年800,000円]					
課税期間	5年間(課税期間を経過する時点で、事業の成果や社会情勢により見直しを検討します。) ・個人：平成28年度分～平成32年度分 ・法人：平成28年4月1日～平成33年3月31日の間に開始する事業年度分					
税収規模	5年間で約120億円(個人約100億円・法人約20億円)					
納付の方法	個人：個人住民税(県民税)と併せて納付いただきます。 ・給与所得者：給与からの引き去り ・それ以外の事業所得者等：市町から送付される納税通知書により納付 法人：法人県民税の申告の際に、標準税率の県民税均等割額に併せて納付いただきます。					
税収の使途の明確化	県民緑基金により県民緑税と他の財源と区分して管理し、使途についても、県民緑税条例で、森林及び都市の緑の保全・再生のための事業に限定しています。					

災害に強い森づくり

兵庫県では、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるため、平成16年、21年と度重なる風水害の被害を踏まえ、「災害に強い森づくり（第1期対策：H18～H22年度）、（第2期対策：H23～H27年度）」を計画的に推進しています。

これまでの取組により、森林からの土砂流出量の減少、流木・土石流災害の軽減、野生動物による農作物被害の減少など、高い事業効果の実証されています。

一方、平成26年8月豪雨では、谷上流部の急峻な斜面の崩壊に起因した流木・土石流災害が丹波地域で発生したほか、都市部の六甲山系では、風化花崗岩や松枯れ跡地等の急斜面で表層崩壊が多発しました。

このため、県民緑税の課税期間を5年間延長し、災害緩衝林等の整備箇所を拡充するほか、六甲山系において崩壊防止力を高める森林整備等など、新たな課題にも対応した「災害に強い森づくり（第3期対策：H28～H32年度）」に引き続き取り組みます。

① 緊急防災林整備

【整備効果】

- ・平成26年8月豪雨災害では、災害緩衝林（倒木・流木の除去と間伐）が流木・土石流の発生を防止
- ・間伐木を利用した土留工整備地の年間土砂流出量は、未整備地に比べ約1/8と少なく、ha当たりの流出量は「健全な森林の年間土砂流出量 1 m³/ha以下」に抑制



- ・平成26年8月豪雨時の整備地の崩壊率も0.15%と低く、災害防止効果を実証



簡易流木止め施設が流木を捕捉



災害緩衝林が流木と土石流の発生を防止



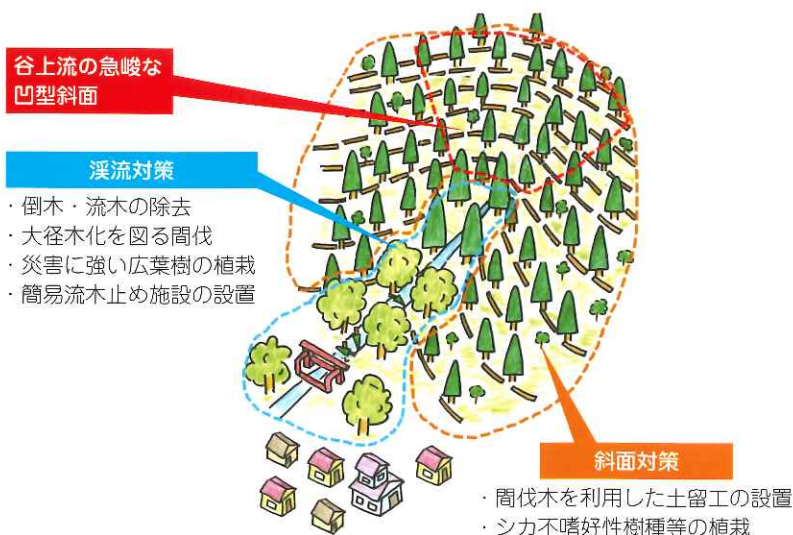
土留工の設置により下層植生が回復し表面侵食防止機能が向上

【第3期対策の整備方針】

溪流対策：平成26年8月豪雨では、谷上流の急峻な凹型斜面が崩壊し、崩壊土砂等が流木・土石流となって溪流を流下したことから、谷の上流部に勾配30度以上の凹型斜面がある15度未満の危険溪流で、流木・土石流災害を軽減させる災害緩衝林等を整備します。

斜面对策：シカ食害等により下層植生が衰退した箇所は、下層植生が発達した箇所と比べて、ha当たり年間土砂流出量が約4倍に増加することから、間伐木を利用した土留工の設置やシカ不嗜好性樹種の植栽により表面侵食の防止を図ります。

第3期対策の整備イメージ



② 針葉樹林と広葉樹林の混交整備

【整備効果】

- ・ 風倒木被害防止及び洪水防止機能が期待できる森林に更新中
- ・ 植栽木の成長と下層植生の回復とともに年間土砂流出量が減少し、ha当たりの流出量は概ね「健全な森林の年間土砂流出量 1 m³/ha以下」に抑制



手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、その跡地に広葉樹を植栽

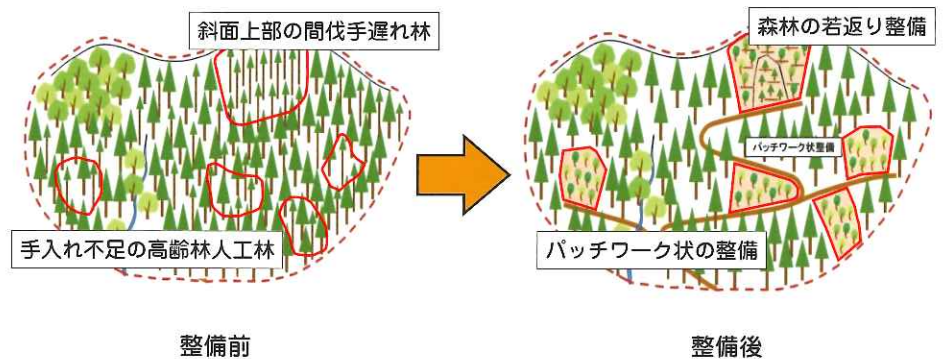


植栽後6年が経過し、植栽木の成長と下層植生の回復により土砂流出量が減少

【第3期対策の整備方針】

平成26年8月豪雨災害では、斜面上部の間伐手遅れ林の崩壊に起因する土砂災害が発生したことから、崩壊防止力の向上が見込めない高齢の間伐手遅れ林分を伐採し、跡地に広葉樹等を植栽することで、風倒木被害防止機能等に加え、土砂災害防止機能が高い多様な森林へ誘導します。

第3期対策の整備イメージ



整備前

整備後

③ 里山防災林整備

【整備効果】

- ・ 人家裏山の危険木伐採により、住民の6割以上が、倒木に対して「不安が解消した」と評価
- ・ 簡易防災施設（丸太柵工等）の整備により、年間土砂流出量は未整備地に比べ約1/3と少なく、ha当たりの流出量は「健全な森林の年間土砂流出量 1 m³/ha以下」に抑制



クレーンを用いた人家裏の危険木伐採



人家裏山の簡易防災施設の設置（鋼製かご柵工）



防災マップを用いた「防災学習会」の開催

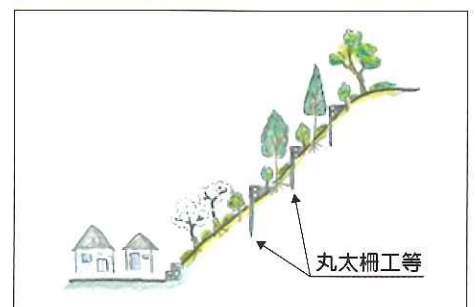
【第3期対策の整備方針】

平成26年8月豪雨災害では、人家裏山の凹型斜面で崩壊が多発したことから、人家裏山の斜面で、危険木伐採等に加え、簡易防災施設の重点整備により崩壊防止力の向上を図ります。



人家裏山の凹型斜面で発生した表層崩壊

第3期対策の整備イメージ



人家裏山の斜面で簡易防災施設を設置

④ 野生動物共生林整備

【整備効果】

- ・バッファゾーン整備と集落防護柵の一体整備により、被害を受けた農地が約8割減少
- ・シカ食害で衰退した下層植生が、植生保護柵の設置により回復

【第3期対策の整備方針】

- ・有用低木の植栽や管理道を整備し、バッファゾーンの利活用をなお一層推進します。
- ・下層植生が衰退した広葉樹林型整備地には、植生保護柵の設置により確実に森林を再生するとともに、柵外にシカ不嗜好性樹種を植栽し、表面侵食防止など林地の保全を図ります。



植生保護柵により下層植生が回復

第3期対策の整備イメージ



⑤ 住民参画型森林整備

【整備効果】

- ・竹林、枯れ松、危険木伐採等により、集落の安全を確保
- ・集落柵周辺の見通し確保、潜み場除去等により農作物被害が減少

【第3期対策の整備方針】

- ・放置竹林が拡大していることから、竹林整備を継続的に支援するため、ボランティアの参画支援や大型機材の導入支援（複数年リース）などにより、野生動物の被害抑制や防災機能の強化を図ります。



住民参画による放置竹林整備



放置竹林の状況



枯れ竹・倒竹を伐採

第3期対策の整備イメージ

⑥ 都市山防災林整備【新規】

平成26年8月豪雨では、六甲山系において、風化花崗岩や松枯れ跡地の広葉樹林の急斜面で表層崩壊が多発したため、人命・下流人家等に甚大な被害を及ぼす危険性が高い流域の森林を対象に防災機能の強化を図ります。

【第3期対策の整備方針】

- ・松枯れ跡地で成長が劣る過密林分を間伐することで、根系を発達させ崩壊防止力の向上を図ります。
- ・間伐による林内照度の改善により下層植生を回復させるとともに、間伐木による土留工を設置し、表面侵食防止を図ります。
- ・倒木の危険性が高い、高齢の大径木を伐採し、流木災害等の拡大防止を図ります。

第3期対策の整備イメージ



成長の劣る広葉樹が過密状態で林内が暗く下層植生が消失



過密林の間伐後に、土留工を設置

都市の緑化

兵庫県では、都市における環境の改善などを図るため、県民緑税を活用し、住民団体などが行う植樹や芝生化などの緑化活動を支援する「県民まちなみ緑化事業」を推進しています。

これまでに約112haの緑化を支援し、都市地域の緑地割合30%の達成に寄与してきました。

一方、今後の課題として、緑化を通じたコミュニティ活動を更に広げていくこと、まだ緑が十分とはいえない都心部などにおいて更に緑を創出することなどが求められています。

このため、参画と協働による緑化活動の更なる推進を図る「県民まちなみ緑化事業」を引き続き実施します。

① 一般緑化

空き地、広場、公園などへの植樹を行う住民団体などに対し、必要な経費を支援します。



② 校園庭・ひろばの芝生化

学校、保育園などの校園庭や公園、グラウンドなどの芝生化を行う住民団体などに対し、必要な経費を支援します。



③ 駐車場の芝生化

駐車場の芝生化を行う駐車場の所有者や管理者などに対し、必要な経費を支援します。



④ 建築物の屋上緑化・壁面緑化

建築物の屋上・壁面緑化を行う建築物の所有者や管理者などに対し、必要な経費を支援します。



⑤ 大規模都心緑化【新規】

大規模な都心緑化を行う法人、住民団体、市町などで構成される協議会に対し、必要な経費を支援します。

【整備効果】

- ・環境改善、景観向上効果
- ・コミュニティ形成、環境学習、地域活性などの波及的効果

【第3期対策の方針】

① 県民参画の緑化活動の継続的推進

地域コミュニティの形成・再生を図るため、住民団体が行う緑化活動を引き続き推進します。

② 緑の少ない人口集中地区における緑化を優先的に推進

人口集中地区の1人当たりの緑量を増やすため、法人または個人が人口集中地区で行う緑化活動を優先的に推進します。

③ 校園庭の芝生化の推進

子どもが心身ともに豊かに育つ教育環境をつくるため、児童、保護者、地域住民らが協働して行う校園庭の芝生化を積極的に推進します。

④ 大規模な都心緑化の推進

多くの県民が利用する駅周辺などの公共性が高い歩行者空間を豊かにするため、協議会が緑化計画に基づいて行う大規模な都心緑化を推進します。

「県民緑税」事業の実績

1 災害に強い森づくり事業実績

(単位：ha)

整備名	第1期 (H18～22年度)	第2期					合計
		H23	H24	H25	H26	計	
緊急防災林整備	12,450	1,492	1,164	1,197	1,291	5,144	17,594
針葉樹林と広葉樹林の混交林整備	994	176	101	229	222	728	1,722
里山防災林整備	2,217	365	406	405	323	1,499	3,716
野生動物育成林整備	1,092	188	500	460	424	1,572	2,664
住民参画型森林整備	(第2期から)	17	31	24	24	96	96
計	16,753	2,238	2,202	2,315	2,284	9,039	25,792

2 県民まちなみ緑化事業実績

整備内容	第1期 (H18～22年度)	第2期					合計	
		H23	H24	H25	H26	計		
植樹本数(本)	高木	21,100	1,300	2,100	5,100	5,900	14,400	35,500
	低木	341,000	24,200	46,800	90,500	68,800	230,300	571,300
	計	362,100	25,400	48,900	95,600	74,800	244,700	606,800
芝生化面積 (㎡)	229,100	48,600	66,600	62,800	76,300	254,200	483,200	
緑化面積 (ha)	61.0	7.3	11.1	15.9	17.0	51.4	112.4	

四捨五入の関係で合計が一致しない箇所があります。

3 問い合わせ先

<上段：災害に強い森づくり 下段：県民まちなみ緑化事業（一般緑化、校園庭の芝生化、ひろばの芝生化）>

実施地域	問い合わせ先	電話番号
神戸市	神戸県民センター神戸農林振興事務所林業課	078(361)8554
	県土整備部まちづくり局都市政策課緑化政策班	078(362)3564
尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町	阪神北県民局阪神農林振興事務所里山・林業課	079(562)1392
	阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課	0797(83)3191
明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町	東播磨県民局加古川農林水産振興事務所林業課	079(421)9347
	東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課	079(421)9402
西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町	北播磨県民局加東農林振興事務所森林課	0795(42)9424
	北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課	0795(42)6176
姫路市・神河町・市川町・福崎町	中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所森林林業課	079(281)9289
	中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課	079(281)9313
相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町	西播磨県民局光都農林振興事務所森林林業課	0791(58)2348
	中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課	079(281)9313
豊岡市・香美町・新温泉町	但馬県民局豊岡農林水産振興事務所森林林業課	0796(26)3699
	但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課	0796(26)3757
養父市・朝来市	但馬県民局朝来農林振興事務所森林林業課	079(672)6882
	但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課	0796(26)3757
篠山市・丹波市	丹波県民局丹波農林振興事務所森林林業課	0795(73)3796
	丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課	0795(73)3863
洲本市・南あわじ市・淡路市	淡路県民局洲本農林水産振興事務所森林課	0799(26)2103
	淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課	0799(26)3213

<県民まちなみ緑化事業（駐車場の芝生化、建築物の屋上緑化・壁面緑化、大規模都心緑化）>

実施地域	問い合わせ先	電話番号
全 域	県土整備部まちづくり局都市政策課緑化政策班	078(362)3563



「県民緑税」は大切な「緑」を守る事業に使われています



県民まちなみ緑化事業
(歩道沿いの植栽による景観向上)



災害に強い森づくり
(広葉樹を植栽し多様な森林へ誘導)



災害に強い森づくり
(丸太柵工による土砂流出防止)



県民まちなみ緑化事業
(園児らの芝張りによる環境学習)

県民緑税のホームページ

http://web.pref.hyogo.lg.jp/pa04/pa04_000000001.html

【お問い合わせ先】

兵庫県 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

税の仕組み 税務課 TEL 078(362)3086 FAX 078(362)3906

森林の整備 豊かな森づくり課
TEL 078(362)4192 FAX 078(362)3954
ホームページ http://web.pref.hyogo.lg.jp/af15/af15_000000001.html

都市の緑化 都市政策課
TEL 078(362)3563 FAX 078(362)9487
ホームページ http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd20/wd20_000000005.html



兵庫県マスコット はばタン

27 企 P1-014A4